令和７年４月１日

南相馬市農業委員会
４月臨時総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会臨時総会議事録

日　時　　令和７年４月１日(金)　午後２時４５分開会

場　所　　原町生涯学習センター（サンライフ南相馬）　集会室

１．出席委員

【仮議席】

仮議席	氏　　名	出欠	仮議席	氏　　名	出欠
1	荒　　利　敬	出	１１	西　山　健　司	欠
2	井　上　純　子	出	１２	根　本　剛　実	出
3	遠　藤　一　郎	出	１３	濱　田　賢　次	欠
4	鎌　田　宣　義	出	１４	濱　名　弘　幸	出
5	清　信　眞　一	出	１５	早瀬川　秀　一	出
6	桑　折　一　洋	出	１６	半　谷　眞知子	出
7	今　野　秀　幸	出	１７	前　田　一　郎	出
8	今　野　由　喜	出	１８	水　谷　　隆	出
9	杉　本　正　宏	出	１９	横　山　　仁	出
１０	塚　野　邦　好	出			

【本議席】

議席	氏　　名	出欠	議席	氏　　名	出欠
1	早瀬川　秀　一	出	１１	井　上　純　子	出
2	西　山　健　司	欠	１２	杉　本　正　宏	出
3	横　山　　仁	出	１３	濱　田　賢　次	欠
4	根　本　剛　実	出	１４	清　信　眞　一	出
5	桑　折　一　洋	出	１５	今　野　秀　幸	出
6	水　谷　　隆	出	１６	濱　名　弘　幸	出
7	遠　藤　一　郎	出	１７	半　谷　眞知子	出
8	前　田　一　郎	出	１８	塚　野　邦　好	出
9	荒　　利　敬	出	１９	今　野　由　喜	出
１０	鎌　田　宣　義	出			

２．出席職員

事務局

①局　長　増山　善樹　　②次　長　大坪　勇彦　　③主　査　宮本　達男

④副主査　米本　一樹

３．日　程

（１）開会

（２）農業委員及び事務局職員紹介

（３）臨時議長の選出

（４）仮議席の指定について

（５）議事

日程　第１号　会長の互選について

日程　第２号　会長職務代理者の互選について

日程　第３号　農業委員の議席の決定について

日程　第４号　議事録署名委員の指名について

日程　第５号　業務推進専門委員会委員の指名について

日程　第６号　農地利用最適化推進委員の決定について

日程　第７号　農業委員及び農地利用最適化推進委員の担当区域の決定について

日程　第８号　定例総会提案の農地法に係る議案の現地調査の担当について

（６）閉会

４．会議の概要

（開会　午後２時４５分）

（１）開会

事務局　　本日は、お忙しいところ、辞令交付式に続いて、場所を変えての臨時総会にご出席をいただき、ありがとうございます。皆様方には、去る３月２６日の市議会において農業委員として同意を得て、先程、本日４月１日付けで市長から任命を受けたところです。今後は、農地に係る申請案件と現地調査などの農業委員会活動や、優良農地の確保や遊休農地対策など農地行政を通して、農業の進展・発展に、特段のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。本日の臨時総会は、新たな任期の農業委員会が発足することに伴い開催するものです。お手元に配付しております次第により進めて参ります。私は、農業委員会事務局長の増山と申します。暫時の間、議事進行を務めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いします。

初めに、次第の２番目、農業委員及び事務局職員紹介を行います。お手元の名簿順にお名前をお呼びいたしますので、その場で、ご起立いただければと存じます。

（２）農業委員及び事務局職員紹介

〔各自紹介〕

（３）臨時議長の選出

事務局　　次に、次第の３番目、臨時議長の選出についてでありますが、新たな任期での最初の総会でありますので、会長が互選されるまでの間、地方自治法第１０７条の規定を準用する場合、出席委員の中で年長の委員が臨時に議長の職務を行うことになっております。つきましては、年長の清信眞一委員に臨時議長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

事務局　　それでは、臨時議長として清信眞一委員に決定いたします。清信委員、議長席にお着き願います。

臨時議長　　只今ご紹介いただきました清信でございます。臨時に議長の職務を行います。何卒よろしくお願いいたします。

臨時議長　　只今より、南相馬市農業委員会臨時総会を開会いたします。これより議事に入ります。

臨時議長　　次第の４番目、仮議席を指定します。只今、ご着席の議席を仮議席として指定いたします。本日の欠席者は、仮議席番号１１番委員、１３番委員です。出席委員は定足数に達しております。

臨時議長　　本日の議事は、議事日程第１号より進めることといたします。日程第１号「会長の互選について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局　　議案書２ページをお開き願います。南相馬市農業委員会規程という決まり事がございまして、その中の第２条で、会長と会長職務代理者の互選につきましては、それぞれ単記無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とすると規定しております。次の段ですが、前項の互選は指名推選の方法を用いることができますとされてございます。したがいまして、規定に基づきますと、互選は投票により行うことを基本としながらも、出席委員の皆様から特にご異議がないときは、ご指名により推薦の方法もできますというようなことですので、どちらの方法で互選を行うか、ご審議いただきたいと思います。以上でございます。

臨時議長　　只今、事務局より説明がありましたとおり、会長の互選につきましては、南相馬市農業委員会規程により投票による選挙の方法で行うことを基本としておりますが、出席委員に異議がないときは指名推薦の方法を用いることができるとなっております。どの方法で行うか、互選の方法についてお諮りいたします。

〔「指名推薦」との声あり〕

臨時議長　　只今、指名推薦との提案がありました。皆様、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長　　それでは、農業委員会規程第２条第１項は適用せずに、同規程第２条第２項の規定に基づき、会長の互選は指名推薦により行います。それでは皆様から指名推薦をお願いします。

仮１６番委員　今野由喜委員を推薦したいと思います。

臨時議長　　只今、今野由喜委員の推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長　　ご異議がありませんので、農業委員会規程により、今野由喜委員が会長に当選されました。

臨時議長　　只今、会長に当選されました今野由喜委員が議場におりますので、本席から告知をいたします。私は、これを持ちまして、臨時議長の職務を解かさせて頂きます。議事の進行にご協力をいただきありがとうございました。それでは、会長に議長席に着いていただき、就任のご挨拶をお願いします。

会　長　　皆様の方から推薦、承認をいただきまして、会長に就任をさせていただきます。非常に本日は寒い中、皆様ご出席をいただきましてありがとうございます。一方では、そろそろ春の稲作の種まきや苗づくり、畑作の方では野菜の種まき等、これから非常に毎日忙しい時期を迎えるのかなと思います。これから３年間、皆様と心を一つにして、農業委員会が直面する様々な問題に対して、皆様の決議やご意見等を踏まえながら、進めてまいりたいと思います。３年間お世話になります。よろしくお願いいたします。

議　長　　これ以降の議事並びに今後の総会招集につきましては、南相馬市農業委員会会議規則によりまして、私が務めさせていただきます。それでは、議事日程の順序に従い議事を進めて参ります。

議　長　　次に、日程第２号「会長職務代理者の互選について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局　　再び議案書２ページになります。先程の説明と同様でありますが、規定の中では投票によるものと、皆様に異議がなければ、指名推薦の方法を用いることができるとされてございます。方法について、ご審議の上、ご選任いただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

議　長　　これにつきましても、南相馬市農業委員会規程により投票による選挙の方法で行うことを基本としております。出席委員に異議がないときは指名推薦の方法を用いることができるとなっております。どの方法で行うか、互選の方法についてお諮りいたします。

仮７番委員　　指名推薦の方法を提案したいと思います。

議　長　　只今、指名推薦との提案がありました。皆様、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　それでは、農業委員会規程第２条第１項は適用せずに、同規程第２条第２項の規定に基づき、会長職務代理者の互選は指名推薦により行います。皆様から指名推薦をお願いします。

仮１７番委員　　塚野邦好委員を推薦します。

議　長　　只今、塚野邦好委員の推薦がありましたが、皆様、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　農業委員会規程により、塚野邦好委員が会長職務代理者に当選されました。

議　長　　会長職務代理者に当選されました塚野委員が議場におりますので、本席から告知をいたします。それでは、会長職務代理者に就任のご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者　　皆様お世話になります。また、会長の補佐をしながら、３年間全うしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。次に、日程第３号「農業委員の議席の指定」を行います。議席の指定については、南相馬市議会に準じて、委員の就任回数及び年齢を勘案のうえ指定することとします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ご異議なしと認めます。それでは、議席の指定を事務局より発表します。

事務局　　〔本議席順に１番委員から１９番委員まで委員名を読上げ〕

議　長　　それでは、本議席への変更を行いますので、暫時休議いたします。議席の移動をお願いします。

（休議）

議　長　　再開いたします。次に、日程第４号「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第２４条第２項の規定により、議事録署名委員を指名します。議席番号１番・早瀬川秀一委員、３番・横山仁委員、４番・根本剛実委員を指名いたします。

議　長　　次に、日程第５号「業務推進専門委員会委員の指名について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局　　お手元の資料３ページから５ページとなっております。３ページには各委員会、それぞれの委員の枠が記載されてございます。４ページ以降が専門委員会の設置要綱でございます。要綱の第２条におきまして、専門委員会は総務企画専門委員会及び農地専門委員会の２つの委員会とすると定められております。また、続いての第３条において、専門委員会の委員は会長が総会に諮って指名することとされております。ほか、専門委員会の内容につきましては、第４条以降に記載がございますので、説明は割愛させていただきます。以上となります。

議　長　　只今の説明とおり、要綱第３条の規定により専門委員会委員は会長が総会に諮って指名することとなっております。どのような方法で選出するかお諮りいたします。

〔「会長一任」の声あり〕

議　長　　会長一任の声がありました。会長の案を提案することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ご異議なしと認めます。それでは、会長の専門委員会委員の案を事務局長より提案願います。

事務局　　〔会長案読上げ〕

議　長　　それでは、只今提案いたしました専門委員会の委員にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ご異議なしと認めます。

議　長　　続きまして、各専門委員会の委員長及び副委員長の互選についてですが、要綱第５条第２項の規定により委員の互選で選出するとなっておりますので、専門委員会ごとにお集まりいただき、委員長及び副委員長の互選をお願いします。暫時、休議いたします。

（休議）

議　長　　再開します。それでは、ただいま互選のうえ、各専門委員会の委員長及び副委員長を事務局から発表願います。

事務局　　総務企画専門委員会は委員長・１７番委員、副委員長・１１番委員、農地専門委員会は委員長・１５番委員、副委員長・１４番委員に決まりました。

議　長　　各専門委員会の委員長及び副委員長並びに委員につきましては、以上のとおり指名することといたします。この際、各委員長及び副委員長よりごあいさつをお願いします。

〔各委員会の委員長、副委員長からあいさつ〕

議　長　　次に、日程第６号「農地利用最適化推進委員の決定について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局　　６ページ及び７ページの名簿をご覧いただければと思います。合わせて３１名の方、農地利用最適化推進委員といいまして、後ほど詳しく申し上げたいと思います。農業委員の方々は議決権というものを持っておりまして、定例会議が毎月ございます。その中で、申請案件の合否の決定をしていただく権限がございます。現地調査等ももちろんございます。推進委員の方は、農業委員会としてお願いするもので、今回３１名の方を選任させていただいたところでございまして、この臨時総会で決定についてご審議いただくわけです。推進委員の方は、現地のパトロール含めて、例えば農地関係のあっせんにご協力いただき、現地調査も年に数回お願いする場面も多々ございます。専業農家の方、ほとんど農業に関する方々でございます。区長会や行政区長を通じて推薦などお願いし、市の広報紙やホームページに掲載して募集してきました。定数は３５名となっています。区長会の方には、小高区で６名、鹿島区で６名、原町区は１２名、合計で２４名の推薦をお願いし、残りの１１名は公募という形でさせていただいておりました。２月４日の期限まで募集しましたが、定数に届かなかったため、延長しました。3月１４日まで再募集した結果、３３名となりました。

このうち、農業委員の方にも応募されていた方が１名おり、その方は農業委員の方に任命をいただいた経過がございます。それから、市外に住民票を置いている方が１名おりました。以上２名は除かせていただいて、３１名の候補者を選考させていただいてございます。改選前の総務企画専門委員の皆さんのご意見なども伺って進めてまいりました。３１名につきましては、本日の臨時総会の場で決定を受けて、委嘱を４月８日にさせていただくという運びであります。任期は令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までです。ご審議いただいた上で、決定いただきたく提案するものでございます。よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

議　長　　只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議　長　　次に、日程第７号「農業委員及び農地利用最適化推進委員の担当区域の決定について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局　　議案書８ページになります。それぞれ小高、鹿島、原町の地区の区割を各区の大きな地区ごとに分けさせていただき、委員の地元や、地元の近隣地域を担当地域、その地区に精通している委員を担当委員として割り振りをさせていただきました。こうした担当地域、近隣地域の農地に赴きまして、現地調査していただくことが今後増えてくるかと思います。担当地域の割り振りは、以上のような形で提案をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議　長　　只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議　長　　次に、日程第８号「定例総会提案の農地法に係る議案の現地調査の担当について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局　　議案書９ページをご覧ください。先ず、（１）現地調査の基本的な考え方ですが、基本的に定例総会提案の農地法に係る議案の事前の現地調査につきましては、

地区担当農業委員が行うことといたします。ただし、同月内に調査の実施件数が特定の地区に集中することがあった場合、近隣の地区の委員にお手伝いをいただきまして、なるべく均等に担当して実施していただくよう、割当をさせていただければと思います。なお、４月及び５月の２か月は、１期目の委員は調査実施手法の習得を目指し、２期以上の農業委員との複数体制で実施していただければと思います。

続きまして（２）具体的な現地調査の担当についてです。事前の現地調査の担当は具体的には、先ず①「３条関係」「４条関係」「５条所有権移転関係」「５条貸借権設定関係」については案件ごとに地区担当の委員に割り振ることを基本といたします。

②として、事業計画変更に係る案件については「４条関係」「５条所有権移転関係」「５条貸借権設定関係」で担当となった委員が併せて担当するようにしたいと思っております。

続いて③の譲渡人（設定人）、譲受人（被設定人）等が同一の場合や、調査対象農地が隣接、あるいは近隣の場合などにおいて同じ委員がまとめて担当することのような形で割り振りしたいと考えております。

最後④です。調査依頼に向けた割り振りに当たっては、事務局に委ねていただければと思います。

以上になりますが、具体的な内容は４月８日開催予定の農業委員業務説明会で皆様に説明いたします。以上です。

議　長　　只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議　長　　以上をもちまして、臨時総会を閉会といたします。皆様のご協力、誠にありがとうございました。

（閉会　午後３時５５分）

南相馬市農業委員会会議規則第２４条第１項及び第２項の規定により署名する。

令和７年４月１６日

議事録署名人（１番・ハヤセガワ　シュウイチ）

議事録署名人（３番・ヨコヤマ　ジン）

議事録署名人（４番・ネモト　タケミ）